

単価契約仕様書

産業観光局農林振興室

(担当：小島、西川 電話：２２２－３３５１)

件 名	レギュラーガソリン（令和７年第２四半期）
形状・寸法	スタンドでの給油
予 定 数 量	レギュラーガソリン
契 約 期 間	令和７年７月１日 ～ 令和７年９月３０日
契 約 条 件	１ 給油量の管理 ガソリンカード（７台）により管理すること。 ２ 給油対象車両 別紙のとおり。 なお、受託者は対象車両分のガソリンカードを発行することとし、 車両変更及び新車納車の際は柔軟に対応すること。 ３ 支払方法 ○ 月末で請求書受領後３０日以内に支払うこととする。 ○ <u>請求にあたっては、請求月毎に会社印・代表者印を押印した見積書、納品書、請求書を別紙の所属へそれぞれ送付するものとする。</u> ○ 各書類の金額表記は、請求内訳から税抜き合計欄までは小数点以下（第４位）まで記載すること。端数処理は税込金額において行うものとし、小数点以下は全て切捨とする。 ４ その他 ○ 京都市役所（中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８）から、概ね半径２．５ｋｍ以内に給油スタンドを有するものとする。 ○ 契約決定業者は本市からの契約決定通知後、速やかにガソリンスタンドの位置を確認できる資料を提出すること。 ○ 請求書やガソリンカードの作成、送付等、必要な事務手続きに係る費用は契約決定業者が負担するものとする。 ○ <u>予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</u>

1 農林振興室（農畜水産業）

○ 乗用自動車（1台）

・ 京都 503 ち 9015

○ 軽乗用車（2台）

・ 京都 480 は 3213

・ 京都 480 ほ 6705

2 農林振興室（林業）

○ 乗用自動車（2台）

・ 京都 302 つ 5325

・ 京都 302 の 9944

3 農業委員会事務局

○ 乗用自動車（2台）

・ 京都 582 す 4250

・ 京都 502 も 1273

【見積書・納品書・請求書の宛先】

1・2 〒604－8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

産業観光局 農林振興室

3 〒604－8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

農業委員会事務局